

平成30年 No.30

○国立大学法人東京学芸大会計規程の一部を改正する規程

改正理由

国立大学法人法第34条の3における業務上の余裕金の運用を実施するため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成30年11月7日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大会計規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成30年11月 8 日

国立大学法人東京学芸大学長  
出 口 利 定

平成30年規程第23号

国立大学法人東京学芸大会計規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大会計規程（平成16年規程第43号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大会計規程の一部改正について

改正理由：国立大学法人法第34条の3における業務上の余裕金の運用を実施するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>第4章 出納 (取引金融機関の指定等)</p> <p>第15条 学長は、取引金融機関（郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行を含む。以下同じ。）を指定し、学長名義により預金口座又は貯金口座を設けるものとする。</p> <p><u>(余裕金の運用)</u></p> <p><u>第15条の2 学長は、業務の執行に支障のない範囲で、法令の定めるところにより、役員会の議を経て、業務上の余裕金を効率的に運用することができる。</u></p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成30年11月8日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>第4章 出納 (取引金融機関の指定等)</p> <p>第15条 学長は、取引金融機関（郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行を含む。以下同じ。）を指定し、学長名義により預金口座又は貯金口座を設けるものとする。</p> <p>[省略]</p>